

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	島根県立大学授業料等軽減事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響により経済的に修学が困難となる学生の修学継続を図るため ②学生に対する授業料減免に係る経費を補助 ③対象者 学生25人 ・年収300万円～380万円世帯:780千円 ・年収381万円～590万円世帯:3,044千円 ・前期と後期で年収区分変更世帯:491千円 ④公立大学法人島根県立大学の学生 ※交付先は公立大学法人	R7.4	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立大学法人島根県立大学運営支援事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響による県立大学の費用負担の増大に対する支援のため ②大学の標準経費のうち、物価高騰(光熱費)分について補助 ③R5年度実績額ーR3年度実績額= 29,823千円 ④公立大学法人島根県立大学	R7.4	R8.3
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	私立学校教育条件維持向上事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰の影響により経済的に修学が困難となる生徒の修学継続を図るため ②生徒に対する授業料減免に係る経費を補助 ③300千円(1校あたり補助見込み額)×5校(制度利用見込み校)=1,500千円 ④私立専修学校(専門課程)の生徒 ※交付先は私立専修学校	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校経営健全性確保事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①私立専修学校等における法人負担の軽減のため、エネルギー価格・物価高騰により増高した光熱費について、設置者に対して補助を行う。 ②光熱費の増高分(光熱費単価のR3年同月比増加額×使用量) ③以下により算出した金額を各校積み上げ ・基本料金単価増加分×月ごとの契約電力×補助率 ・変動費単価増加分×月ごとの電気使用量×補助率 ・灯油代単価増加分×月ごとの灯油使用料×補助率 (補助率:中学・高校・専修学校高等課程10/10、専修学校専門課程1/2) 計39,248千円 ④学校法人タブリ学園外22法人(27校)	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校経営健全性確保事業(エネルギー価格・物価高騰対策・燃料費増高分)	①私立高校に通う生徒や保護者の経済的負担の増大を防ぐため、エネルギー価格・物価高騰により増高した通学用スクールバスにかかる燃料費について、学校法人に対して補助を行う。 ②燃料費の増高分(軽油等小売価格のR3年度同月比増加額×軽油量) ③各校の実績見込額を積み上げ 実績額は月ごとのR3年度同月比増加額×使用量により積算 計 2,621千円 ④学校法人江の川学園外2法人(3校)	R7.4	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県営建物維持管理費(エネルギー価格・物価高騰対策)	①物価高騰による調達価格の上昇に対応するため、施設管理業務を一元的に実施するために要する委託費のうち、物価高騰により増高した労務費に対応 ②施設管理の委託費 ③R7年度施設管理経費-R5年度施設管理経費 124,887千円 ④施設管理事業者	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱水費高騰対策費(エネルギー価格・物価高騰対策)	①特別支援学校や社会福祉施設、運転免許センター等、直接住民が利用する機会の多い施設について、原油価格・物価高騰の影響がある中で、県民の安全や安定した施設利用できるよう対応。 ②光熱費 ③R7年度見込み額ーR5年度予算額=326,805千円 ④県立学校、特別支援学校、水産練習船、県立図書館、県立高等看護学院、警察施設等	R7.4	R8.3
8	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貨物自動車運送事業者に対する燃料費緊急支援事業	①燃料費高騰の影響を受ける貨物自動車運送事業者に対して応援金を支給 ②貨物自動車運送事業者への応援金 応援金支給に係る事務費 ③応援金69,468千円 【普通・小型貨物自動車】 50台以上保有事業者 700千円×16社=11,200千円 50台以下保有事業者 14千円/台×4,162台=58,268千円 【軽貨物自動車】 4千円/台×1,146台=4,584千円 事務費3,430千円 ④県内貨物自動車運送事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(外郭団体等光熱費等高騰分)	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中でも、施設の円滑な管理・運営が継続できるよう、運営費を支援。 ②外郭団体の委託費等(光熱費高騰相当分) ③R3年実績とR6年度の差額 286,332千円(うち補助対象外経費20,775千円) ④県内24施設	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例であると判断する地方単独事業	エネルギー価格・物価高騰対策事業(指定管理施設光熱費等高騰分)	①直接住民の用に供する施設について、エネルギー価格・物価高騰の影響がある中でも、施設の円滑な管理・運営が継続できるよう、光熱費の増嵩分に対応。 ②直接住民の用に供する施設の光熱費(高騰相当分) ③R3年度電気代実績とR6年度の電気代見込の差額 539,217千円 ④県内24施設	R7.4	R8.3
11	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	①電気料金等が高止まりする中、国の補助事業(農業水利施設省エネルギー化推進対策事業)の令和7年度の支援継続が行われないことから、農業者の負担を軽減するため、農業水利施設に係る電気料金の高騰に対し支援を行う。 ②補助対象への補助金(対象期間:4～5月) ③令和2年から令和6年の平均電気料金と令和7年の電気料金を比較した際の高騰分×1/2 電気料金高騰分見込み=9,200千円 交付金:9,200千円×1/2=4,600千円 ④対象者:土地改良区、水利組合 対象施設:電力を使用している農業水利施設	R7.4	R8.3
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰対策のため、光熱水費や物財費等の生産コストの削減につながる農業機械等導入の費用を補助する。 ②省コスト・省エネルギーにつながる農業機械等の導入に係る補助金 ③補助金 50,000千円 ④県内認定農業者	R7.4	R8.3
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業制度資金融資事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けた農業者を支援する資金について、公庫資金(農業分野)を借り入れている者に限り、融資期間中の信用保証料を全額補給することで借入にかかる負担を軽減し、経営継続に必要な資金の確保を支援する。 ②①の対象者の信用保証料補給金 ③信用保証料補給額 1,842千円(対象見込み20件、保証料率0.20%) ④当該資金を借り入れている者のうち公庫資金(農業分野)を借り入れている農業者	R7.4	R8.3
14	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業	①エネルギー価格・物価高騰等に直面する林業事業者を支援するため、事業者の省エネ機器、施設等の導入を支援する。 ②経営コストの削減等に寄与する省エネルギー・省コスト機器等の導入経費支援 ③補助率1/2、上限15,000千円 (タワーヤーダ及びチップパーは上限30,000千円) 原木生産【40,500千円】 ・原木生産機器 78,000千円×1/2 ・再造林機器 3,000千円×1/2 苗木生産【3,500千円】 ・コンテナ苗生産資機材 7,000千円×1/2 木材流通加工【36,000千円】 ・品質管理の向上、効率化機器 2,000千円×1/2 ・木材流通加工施設 70,000千円×1/2 ④林業事業体、林業公社、苗木生産者、木材流通加工業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産農家臨時経営支援事業	①配合飼料費高騰を踏まえ、畜産経営への影響が懸念されるため、畜産経営の継続と経営改善に取り組む畜産農家を支援 ②配合飼料の農家負担額の一部を助成 ③配合飼料の農家負担額(県内農家への平均販売実績額から配合飼料価格安定制度の補填金等を除いた額)から、70,000円(令和5年度の実質農家負担額相当)を控除した額を交付単価とし、畜種毎に定める配合飼料の給与量と成畜の飼養頭羽数に応じて計算される額 1期分:165,671千円×3期分=497,013千円 ④令和8年度も経営を継続する予定の農家、配合飼料(自家配合を含む)を500kg/月以上利用することが見込まれる畜産農家で、耕畜連携による国産飼料(自給飼料含む)の利用拡大に取り組む農家、令和5年度の国産飼料利用実績に対して、令和6年度の実績が増加している農家で、令和7年度も更に利用を増やす計画がある農家	R7.4	R8.3
16	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	県産水田粗飼料利用拡大推進事業(飼料費高騰対策)	①飼料費高騰を踏まえ、県産粗飼料利用を拡大・定着させるため、畜産農家が耕種農家との連携を図る取組(ほ場の確認による収穫適期判断の助言、雑草・土砂の混入軽減対策、飼料品質や採食状況等の情報提供、次期作付計画の提案等)を支援 ②畜産農家の利用拡大に係る取組経費の一部を助成 ③畜産農家の取組支援 21,950t分≒168,000千円 飼料分析費用支援 100検体分(助成単価8千円)=800千円 マッチング活動支援 20地区分(助成上限100千円)=2000千円 ④畜産農家、JAしまね	R7.4	R8.3
17	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	種苗生産省エネ機器等導入緊急支援事業	①電気代、燃料代、餌代の高騰などにより種苗生産(中間育成)施設での経費が増加していることから、経費軽減対策を実施し、種苗販売単価への転嫁を抑え、漁業者負担を抑制する。 ②種苗生産(中間育成)に用いる機器類の導入費の一部を支援 ③・送水ポンプ 6,000千円×1=6,000千円 ・取水ポンプ 3,000千円×1=3,000千円 ・冷却器 2,000千円×1=2,000千円 合計 6,000千円+3,000千円+2,000千円=11,000千円 支援額 11,000千円×1/2(補助率)=5,500千円 ④江川漁業協同組合、高津川漁業協同組合	R7.4	R8.3
18	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業省エネ・省コスト機器等導入緊急支援事業	①燃料代や資材の高騰により経費が増加していることから省エネ・省コストに資する機器等の導入を支援し、漁業経営の体質強化を図る。 ②省エネ・省コスト機器や漁具等の取得 ③2,000千円×30件=60,000千円 ④認定漁業者、認定新規漁業者、法人、任意団体等	R7.4	R8.3
19	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業融資対策事業(エネルギー価格・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰により経営の安定が困難となる漁業者に對して信用保証料を支援し、漁業経営の安定化を図る。 ②原油価格・物価高騰対策資金の信用保証料補給金 ③信用保証料補給額:2,725千円(融資枠250,000千円、保証料率1.09%) ④全国漁業信用基金協会島根支所	R7.4	R8.3
20	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策事業(地域における需要に応じた生産の仕組みづくり支援)	①転作作物の生産を拡大するにあたり、エネルギー・物価高騰により資材等のコスト増加が障壁となっているため、需要と結びついた作物生産や耕畜連携のしくみづくり、セーフティネット加入促進に取り組む地域協議会の活動を支援 ②作物転換等を促進するための活動費 ③補助率1/2以内、4,000千円(1協議会当たり上限額500千円) ④地域農業再生協議会	R7.4	R8.3
21	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策事業(水田作付転換支援)	①エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加への対策として、国へ応募し、ポイント制により不採択となった場合に県が独自支援を行う。 ②転換作物の低コスト生産等の取組面積に応じた支援 ③国事業で不採択となった場合のみ支援対象とし、単価は国事業の1/2 ⑦1件あたりの必要額:過去3カ年県支援額平均2,539千円/2件(過去3カ年県支援件数平均)=1269.5千円 ⑧過去3カ年国支援件数平均:5件	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
22	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	エコライフ推進事業	①原油価格高騰に伴う電気料金の高止まりや電力需給のひっ迫が起きていることから、家庭におけるエネルギー供給源の多様化とエネルギー自給を図るため、再生可能エネルギーの設備導入を支援 ②各家庭における住宅用太陽光発電、蓄電池、木質バイオマス熱利用設備、太陽熱等利用設備の導入経費 ③総事業費：市町村要望額の積み上げ 県単価：住宅用太陽光7千円／kW(上限4kW・28千円) ただし、市町村が10千円／kW以上の上乗せ補助を設けている場合は県単価7千円／kWを15千円／kW(上限4kW・60千円)に増額 住宅用太陽光の蓄電池(上限50千円/件) 木質バイオマス熱 市町村補助の1/2以内(上限150千円) 太陽熱等利用設備 設置費用の1/3以内(上限200千円) ④生活者(市町村を経由)	R7.4	R8.3
23	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている、県内製造業者の生産プロセスの変革による収益確保のために必要な設備投資等を支援する。 ②生産プロセスの変革による収益確保のために必要な設備投資等 ③・補助金：270,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) 10,000千円/件 × 27件 = 270,000千円 ・事務費：5,000千円 ④県内中	R7.4	R8.3
24	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギーコスト削減対策緊急支援事業	①原油・物価高騰によりエネルギーコスト上昇に伴う企業の生産コスト上昇に対応するため、企業のエネルギーコストを削減する取組を支援する。 ②省エネルギー・省電力に資する設備等の導入費 ③・補助金：250,000千円 補助率1/2(小規模事業者2/3) 2,500千円/件 × 100件 = 250,000千円 ・人件費(会計年度職員)：3,493千円 ・事務費(派遣職員)：6,408千円 ④県内中小製造業	R7.4	R8.3
25	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	相談支援体制機能強化事業(エネルギー・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰の影響により、経営状況が厳しい県内事業者への積極的な経営支援や各種補助金事務の円滑な対応ができるよう商工団体の体制を強化し、県内事業者の事業継続を支援する。 ②人件費、セミナー開催費等 ③ 83,874千円 5,991千円 × 14名 = 83,874千円 ・単価 配置職員1人あたり5,991千円 (うち人件費5,349千円、事務費642千円) ・配置職員数 各商工会議所 原則1名 (小規模事業者数が3,000を超える松江、出雲は1名加配) 県商工会連合会 4名 ④事業の対象：商工会議所(8か所)、島根県商工会連合会	R7.4	R8.3
26	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業団体経営基盤緊急強化事業(原油価格・物価高騰対策)	①組合や団体を対象に、原油価格・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業者のコスト削減や生産性向上のための設備投資等を支援。 ②設備導入費、設備更新費、ソフトウェア導入費、専門家指導費、調査費等 補助率：1/2(団体の構成員の2/3以上が小規模事業者：2/3) ③ハード事業 20,200千円 × 3事業 = 60,600千円 ソフト事業 4,200千円 × 6事業 = 25,200千円 ④県内の事業協同組合等	R7.4	R8.3
27	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業(原油価格・物価高騰対策)	①原油価格・物価高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービスの事業者が取り組む新事業の展開による収益確保のために必要な設備投資等を支援。 ②設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費等 補助率：1/2(コロナ資金利用事業者2/3)、上限：2,000千円 ③補助金額 1,100千円(R6申請額平均) × 50件 = 55,000千円 事務費 5,000千円(実施機関職員旅費470千円、広報費3,400千円、通信運搬費150千円、備品費400千円、借損料200千円、消耗品費200千円、予備費180千円) ④県内中小企業 飲食・商業・サービス事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
28	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける中、飲食、商業及びサービス業等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減のために必要な設備導入等を支援。 ②省エネルギー・省電力に資する設備等の導入費 補助率:1/2(コロナ資金利用者2/3)、上限2,000千円 ③・補助金:552,400千円 補助金額 500,000千円 (補助金1,000千円(R6申請額平均)×500件程度=500,000千円) ・事務費(民間業者へ申請書等の形式審査等事務の委託)52,400千円 ・事務費:3,738千円(人件費) 計556,138千円 ④県内中小企業者(飲食・商業・サービス業等)	R7.4	R8.3
29	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策・当初分)	①公立小・中学校の学校給食について、給食の質を維持して提供できるよう、主食費である米の価格上昇分を県が市町村に対し支援 ②給食の主食である米価の一人あたり上昇分に充当 ③小学校:72,000千円 中学校:51,000千円 事務費:2,000千円 ※児童生徒数により積算し、教職員の給食費は含まない。 ④保護者(市町村へ補助)	R7.4	R8.3
30	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰に伴う学校給食等対策事業	①物価高騰前と同様の給食等提供ができるよう、県費負担による給食等単価の上乗せを実施。上乗せ対象は生徒のみで指導者は含まない。また、規定の保護者負担額を超過する部分について補助を行うのみであり、保護者負担を全額減免するわけではない。 ②給食等単価の上乗せ額に充当 ③過年度実績より上乗せ額を積算 自校給食102円×41,020食=4,185千円 カロリー単価上昇率29% 弁当給食66円×109,088食=7,200千円 R6年度業者実績 寄宿舎食340円×24,000日=8,160千円 カロリー単価上昇率29% 市町村給食10円×11,993食= 120千円 R6年度業者実績 ④保護者	R7.4	R8.3
31	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	夜間定時制学校夜食提供事業(原油価格・物価高騰対策)	①物価が高騰する中、保護者の経済的負担軽減を図るため、物価高騰前と同様の給食提供ができるよう、県費負担による給食単価の上乗せを実施 ②物価高騰に伴う給食単価高騰分(教職員は除く) ③単価×提供食数(米飯90円×2,240食+米飯以外40円×3,200食) ④夜間定時制高校生徒の保護者	R7.4	R8.3
32	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等への物価高騰対策支援事業(応援金支給)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない高齢者福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②高齢者施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 168～504千円×200施設=69,846千円 ・グループホーム 84千円×240ユニット=20,160千円 ・訪問・通所系等 42千円×952事業所=39,984千円 ・居宅介護支援 42千円×257事業所=10,794千円 ・福祉用具販売・貸与 42千円×83事業所=3,486千円 ・事務費 16,795千円 ④県内の上記施設	R7.4	R8.3
33	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)	①食材料費高騰分を利用者負担に転嫁することができない入所施設等を対象とし、高騰による影響について支援する ②高齢者福祉施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③・応援金 161,627千円(単価10,500円×対象施設の定員15,393人) ・事務費 2,416千円 ④・入所施設(特定施設、グループホーム含む) ・短期入所施設 ・多機能型施設(宿泊サービス分に限る)	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
34	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設における省エネ設備の導入等に係る経費助成(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果の高い設備投資を支援 ②社会福祉法人等への補助金及び交付に係る事務費 ③・補助金:2,000千円×7法人=14,000千円 ・事務費:2,580千円 ④高齢者福祉施設等を運営する社会福祉法人等	R7.4	R8.3
35	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない児童福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②児童養護施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 168千円×1施設、252千円×1施設、378千円×4施設 =1,932千円 ・ファミリーホーム等 84千円×3施設=252千円 ・通所系 42千円×1施設=42千円 ・里親 9千円×児童45人=405千円 ・事務費 306千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親	R7.4	R8.3
36	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への省エネ設備助成事業(原油価格・物価高騰対策)	①エネルギー価格高騰による施設運営への影響を抑えるため、エネルギーコスト削減効果の高い設備の導入にかかる経費を助成する。 ②エネルギーコスト削減効果の高い設備の導入(既存設備の更新を含む)に係る経費を助成(補助率1/2 上限額:2,000千円) ③・2,000千円×2件=4,000千円 ・合計 4,000千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム	R7.4	R8.3
37	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)	①物価高騰に直面する児童養護施設等への支援として食材料費の高騰分に対して支援を実施。 ②児童養護施設等への応援金(食材料費分) ③ 10.5千円×283人=2,972千円 ④乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親	R7.4	R8.3
38	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	薬局・一般公衆浴場等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない薬局・一般公衆浴場等に対して応援金を支給する。 ②薬局・一般公衆浴場等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・薬局 42千円×340事業所=14,280千円 ・一般公衆浴場・その他公衆浴場 126千円×123施設=15,498千円 ・事務費 3,466千円 ④薬局、一般公衆浴場、その他公衆浴場	R7.4	R8.3
39	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費(物価高騰対策)	①物価高騰により影響を受ける生活困窮者等を支援するため、県内で子ども食堂を運営する団体等に対して支援を行う ②子ども食堂運営経費(食材料費等) ③・事務費 41千円 ・活動支援(補助金)14,250千円 57団体×250千円(補助上限) ④県内の子ども食堂運営者	R7.4	R8.3
40	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保護施設等に対して、応援金を支給する。 ②保護施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・入所系 378千円×3施設=1,134千円 ・事務費 132千円 ④ 県内の上記施設	R7.4	R8.3
41	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保護施設等への物価高騰対策支援事業(食材料費分)	①物価高騰による食材料費の増加分を利用料に転嫁できない保護施設等に対して、応援金として支給する。 ②保護施設等への応援金(食材料費分) ③10.5千円×220人=2,310千円 ④救護施設 3施設	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
42	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない医療機関等へ対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じた一律単価を支給する。 ②医療機関等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・病院 基準額84千円×34施設 ※ 病床数や救急告示等による加算あり 加算含めた合計192,638千円 ・有床診療所 基準額84千円×29施設 ※ 病床数による加算あり(17千円/床) 加算含めた合計7,655千円 ・無床診療所・歯科診療所 84千円×708施設=59,472千円 ・助産所、あはき・柔道整復、歯科技工所 42千円×486施設 =20,412千円 ・事務費 32,615千円 ④上記のとおり	R7.4	R8.3
43	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関などへの物価高騰対策支援事業(食材料費分)	①医療機関等への物価高騰対策として、食材料費の高騰分について支援を実施する。 ②医療機関等への応援金(食材料費分)及び支給に係る事務費 ③ ・事業費 8.8千円×許可病床数8,043人=70,779千円 ・事務費 1,611千円 ④病院・有床診療所	R7.4	R8.3
44	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策応援金(エネルギー価格・物価高騰対策)	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない障がい福祉施設等に対して、応援金として、施設・事業所の種別・規模に応じて一律単価を支給 ②障がい福祉施設等への応援金及び支給に係る事務費 ③応援金 ・入所系 168~504千円×33施設=13,986千円 ・グループホーム 84千円×236棟=19,824千円 ・訪問・通所・その他 42千円×1,209施設=50,778千円 ・事務費 9,847千円 ④県内の上記施設	R7.4	R8.3
45	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設への物価高騰対策支援事業(食材料費)	①物価高騰による施設運営への影響を抑えるため、障がい福祉施設等に対し、応援金を支給 ②障がい福祉施設等への応援金(食材料費分)及び支給に係る事務費 ③事業費 10.5千円×1,381人=14,501千円 事務費 806千円 ④障害者支援施設、障害児入所施設	R7.4	R8.3
46	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業(設備整備補助金)	①エネルギー価格高騰の影響を受ける社会福祉法人等に対し、エネルギーコスト削減を図るための設備投資を支援することにより、社会福祉法人等の経営を支援 ②社会福祉法人等への補助金 ③補助金:2,000千円×7法人 事務費:2,580千円 ④障がい福祉事業所を運営する社会福祉法人等	R7.4	R8.3
47	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	認可外保育施設への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない認可外保育施設に対して、応援金として一律単価を支給する。 ②認可外保育施設への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・応援金 42千円 × 44施設 = 1,848千円 ・事務費 222千円 ④認可外保育施設 44施設(ベビーシッター除く、市町村立以外)	R7.4	R8.3
48	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等への物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない保育所等に対して、応援金として一律単価を支給する。 ②保育所等への応援金及び支給に係る事務費 ③ ・応援金 42千円 × 258施設 = 10,836千円 ・事務費 1,255千円 ④保育所等 258施設 (市町村立以外の保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育)	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
49	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業	①物価高騰による経費の増加分を利用料に転嫁できない放課後児童クラブに対して、応援金として一律単価を支給する。 ②放課後児童クラブへの応援金及び支給に係る事務費 ③ ・応援金 42千円 × 74施設 = 3,108千円 ・事務費 362千円 ④放課後児童クラブ 74施設(市町村立以外)	R7.4	R8.3
50	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策事業(飼料用米の拡大支援)	①エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加への対策として、飼料用米作付面積を前年度よりも拡大した生産者に支援を行う。また、地域の生産者へ収量向上に資する技術や品種の波及を行うことを目的とした展示圃場を設置 ②1)生産面積拡大分支援 2)堆肥散布、追肥、防除支援3)展示圃場を設置に係る手当等 ③飼料用米の作付面積拡大に応じて支援 1)⑦支援額 R5年度実績:対象面積4,426a、平均単価2,500円/10a 計1,105千円 事業による面積拡大、単収向上効果を見込んで1,500千円を計上 ④推進事務費 飼料用米の生産者が存在した協議会:10協議会 10協議会 × 100千円 = 1,000千円 ⇒ ⑦+④ = 2,500千円 2)1,768千円 【堆肥散布】4,420a × 4,000円/10a × 1/2 × 1回 = 884,000円 【追肥・防除作業】4,420a × 2,000円/10a × 1/2 × 2(追肥、防除) = 884,000円 3)318千円(記帳手当:31,000円/件 + 相場借上げ料:2,900円/10a × 3) × 8件 = 317,600円 ④1)2)地域農業再生協議会、3)飼料用米栽培農業者	R7.4	R8.3
51	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小・中学校給食費緊急支援事業(米価高騰対策・補正分)	①公立小・中学校の学校給食について、給食の質を維持して提供できるよう、主食費である米の価格上昇分を県が市町村に対し支援 ②給食の主食である米価の一人あたり上昇分に充当 ③小学校:34,714千円 中学校:23,911千円 ※児童生徒数により積算し、教職員の給食費は含まない。 ④保護者(市町村へ補助)	R7.6	R8.3
52	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス価格高騰緊急対策事業	①物価高騰対策支援策のため、国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていない、LPガス消費者を対象とした料金値引き・給付金の支給を行う。 ②LPガス消費者に対する料金値引き・給付金の支給 ③支援原資:366,900千円 事務費等一式:72,900千円 ④一般家庭等のLPガス消費者	R7.6	R8.3
53	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業特別高圧電気緊急対策事業	①エネルギー価格高騰の影響を受け、国が直接行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している中小企業に対して、電気料金高騰分の一部を支援し、負担軽減を図る。 ②特別高圧電力利用者に対する電気料金高騰分の一部を支援 ③1.0円/kwh × 電力使用量(R7.7月、9月) 1.2円/kwh × 電力使用量(R7.8月) ※中小企業の補助上限額:5,500千円 ※対象となるみなし大企業の補助上限額:2,500千円又は直近決算 基準日:R7.3月末)での営業赤字額のいずれか小さい額 ※対象見込企業のR5年度の7月から9月分電気使用量をもとに推計 ④(1)特別高圧契約で電力を利用する中小企業 (2)特別高圧契約で電力を利用するみなし大企業のうち「直近決算(基準日:R7.3月末)で営業損益が赤字」の企業	R7.6	R8.3